

久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）整備運営事業提案

公募設置等指針

平成29年10月
(平成29年11月 修正版)

名古屋市

目次

第1章 事業概要.....	1
1. 名称.....	1
2. 公園の概要.....	1
3. 公園の再生方針.....	1
(1) 全体の再生方針.....	1
(2) 北エリアの再生方針：都会の安らぎ空間.....	2
(3) テレビ塔エリアの再生方針：観光交流空間.....	2
(4) その他.....	2
4. 公募区域.....	2
5. 事業概要.....	2
(1) 事業内容.....	2
(2) 事業イメージと費用及び役割分担.....	3
(3) 事業期間.....	4
(4) スケジュール.....	4
第2章 事業の実施条件等.....	6
1. 公募対象公園施設の種類.....	6
(1) 整備に関する条件.....	6
(2) 管理運営に関する条件.....	8
2. 公募対象公園施設の場所	8
3. 公募対象公園施設の設置又は管理の開始時期.....	8
4. 公募対象公園施設の使用料の額の最低額	8
5. 特定公園施設の建設に関する事項	8
(1) 共通事項.....	10
(2) 園路.....	10
(3) 広場.....	11
(4) 地盤整備.....	11
(5) 樹木及び植栽.....	11
(6) もちの木広場.....	12
(7) 地下街出入口等.....	13
(8) 昇降機（もちの木広場を除く。）	13
(9) ブリッジ.....	13
(10) 駐車場.....	13
(11) 自転車駐車場.....	14
(12) トイレ.....	14
(13) 水景施設	14
(14) 案内板.....	14
(15) ベンチ等	14
(16) インフラ（電気、ガス、上下水道等）	15
(17) 既存物件	15
(18) その他	15
6. 利便増進施設の設置に関する事項	16
(1) 看板又は廣告塔.....	16
(2) 自転車駐車場.....	16

7. 都市公園の環境の維持及び向上措置.....	16
(1) 管理運営経費等.....	17
(2) 関係法令の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営.....	18
(3) 業務の委託.....	19
(4) 指定管理業務の執行体制に関する事項	19
(5) 利用者満足度等の把握.....	21
(6) 自己評価の実施.....	21
(7) 本市による業務評価の実施、公表.....	21
(8) 本市監査委員等による監査.....	21
(9) 暴力団の施設利用における措置.....	21
(10) 障害者差別解消に係る配慮	21
(11) 指定の取消し等	21
(12) 業務の引継ぎ等について	22
8. 認定の有効期間	22
9. 設置等予定者を選定するための評価の基準	22
10. 公募の実施に関する事項等	22
(1) 公募への参加資格等	22
(2) 応募手続き	24
(3) 公募設置等計画等の評価、設置等予定者の選定.....	29
(4) 公募設置等計画の認定.....	32
(5) 認定公募設置等計画の変更	32
(6) 契約の締結等.....	32
(7) リスク分担等.....	34
(8) 事業破綻時の措置	35
 第3章 その他の条件等.....	36
1. エリアマネジメントの推進.....	36
2. 公園拡大等に関する参考提案.....	36
3. 工事中の条件	36
4. 法規制等.....	37

用語の定義

Park-PFI	平成29年の都市公園法（昭和31年法律第79号）改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般的の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
特定公園施設	都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔。
公募設置等指針	Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第5条の3の規定に基づき、Park-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者
認定計画提出者	公園管理者が認定した公募設置等計画を提出した者
設置許可	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
行為許可	都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第4条第1項の規定により、都市公園において禁止されている行為の解除について、公園管理者が与える許可。

はじめに

昨今、国内外において魅力ある圏域の形成に向けた都市間競争が激しさを増しています。さらに、そのような傾向は、平成39年に予定されているリニア中央新幹線の開業によって、より一層強まると考えられますが、これをきっかけに国内に新たな大交流が形成されることとなり、それは本市にとても大きなチャンスとなることが期待されます。

本市の都心部は、名古屋駅地区と栄地区とが大きな2つの中心核を形成しており、本市では、これまで両地区が連携あるいは役割を分担し、それぞれの個性を活かした魅力向上を図るため、都心部のまちづくりに取り組んできました。栄地区においても、特徴である豊かな公共空間や商業、文化、娯楽などの集積、個性的な界隈の存在を充分に活かして、市民や本市への来訪者を今以上に惹きつけることができるよう、魅力の向上を図っていくことが必要です。

このような状況を踏まえ、本市ではリニア中央新幹線の開業までの期間を対象に、栄地区のまちづくりを実現するための基本方針となる「栄地区グランドビジョン～さかえ魅力向上方針～」（以下「栄地区グランドビジョン」という。）を平成25年6月に策定し、様々な検討を進めてまいりました。中でも栄地区を象徴する公共空間（久屋大通）は、栄地区における主要な要素として大きな役割を果たすものと考えており、平成29年9月には、久屋大通の将来を見据えたあるべき姿を示す「久屋大通のあり方」を公表しました。

「久屋大通のあり方」でも記載しているように、現状の久屋大通は、社会情勢や周辺環境が少しづつ変化していること、公共空間の新しい魅力、利活用が求められる時代であること、老朽化や陳腐化が進んでいることなどにより、様々な面で利用者のニーズに応えられていない状況となっています。久屋大通を都心のシンボル空間として魅力あるものに再生していくためには、計画から管理運営までを一括して民間活力を導入していくことが必要だと考えております。

また、平成32年には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、本市においてもインバウンド需要の高まりが期待されます。

そこで、このたび平成32年までに、久屋大通公園のうち外堀通から桜通までの「北エリア」及び桜通から錦通までの「テレビ塔エリア」を、民間事業者のノウハウを活用し、全面的に再生することとなりました。再生にあたっては、単なる公園整備、管理運営にとどまらず、周辺地区の魅力アップの起爆剤となるような事業効果を持つ提案を期待しています。

第1章 事業概要

1. 名称

この事業の名称は「久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）整備運営事業提案」（以下「本事業」という。）とします。

2. 公園の概要

戦後の復興土地区画整理事業によって造られた久屋大通は、本市を象徴する2本の100m道路のうちの一つで、栄地区を南北に貫く通りです。

その中央に位置する久屋大通公園は、歴史的にも名古屋大都市圏の近代を代表する公園であり、これまで50年近くに亘って、多くの方々の憩いの場として親しまれています。

○久屋大通公園の概要

公園所在地	名古屋市中区丸の内三丁目、錦三丁目、栄三丁目、大須四丁目、東区東桜一丁目
都市公園面積	約158,500m ² うち 北エリア 約28,700m ² テレビ塔エリア 約25,800m ²

○事業対象区域の概要

都市計画等	地域地区 : 商業地域（用途地域）、防火地域、緑化地域、駐車場整備地区 都市計画施設 : 都市計画公園（8・5・8久屋大通公園）、都市計画道路（3・1・1久屋町線）、都市計画駐車場（第9号東桜駐車場） その他 : 久屋大通都市景観形成地区、都市再生緊急整備地域、広域避難場所、指定緊急避難場所、道路内の建築制限
事業対象区域内にある本市（名古屋市交通局除く）以外の施設	名古屋テレビ塔、地下街（セントラルパーク、森の地下街）、鉄道施設（名鉄瀬戸線、市営地下鉄）、セントラルパーク駐車場
位置付け等	都市公園及び道路（道路と公園の兼用工作物管理協定による管理）
土地所有者	本市

3. 公園の再生方針

（1）全体の再生方針

久屋大通の再生は、栄地区全体へ効果を波及させることが期待できるリーディングプロジェクトであると考えており、最高の時間と居心地を提供できる上質な空間に生まれ変わることを期待します。

また、これまで以上に市民や国内外からの観光客に利用してもらえる公園とするため、全面的に再整備するとともに、公園と沿道の一体化、南北の連続性及び地上と地下の連続性の強化を図ることで、栄地区的活性化を促す役割を担う公園としていきます。

・沿道と一体化した公園

地被類の植栽帯の園路化や、良好な樹木環境整備による見通しの確保により、沿道と公園の距

離感を短縮します。

- ・誰もが使いやすい公園

広場や園路を活かして明るく開放的に整備し、公園内の回遊性を高めます。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護の方々の利用にも配慮します。

- ・安心・安全な公園

災害時に多くの避難者を受け入れるためのオープンスペースを確保します。また、避難時のアクセス向上を図るため、広場や園路を拡大します。さらに、公募対象公園施設の設置等により、公園の防犯性を向上させます。

(2) 北エリアの再生方針：都会の安らぎ空間

豊富な緑を活かした落ち着きのある憩いの空間を創出し、気軽に利用できる公園を目指します。

- ・緑などの資産を活かした公園

名城公園へとつながる豊かな都心の緑を、健全に将来へ引き継ぐため、樹木の配置や密度を適正に管理します。

(3) テレビ塔エリアの再生方針：観光交流空間

テレビ塔のシンボル性を強化し、市民や観光客が広く交流できる公園を目指します。

- ・多くの人々が集う魅力的な公園

久屋大通のシンボルであるテレビ塔を活かした公園とします。また、人々を惹きつけ、地区の活性化に資する魅力的で上質な空間とします。さらに、樹木の配置や密度を適正に管理しつつ、新たな魅力施設や大規模な広場も整備します。

- ・地上と地下がつながる公園

栄地区の集客の起点となる地下空間から、人々を地上に誘引します。そのため、駅改札近傍において、回遊性や利便性を向上させる昇降設備を新たに設置するなど地上と地下をつなぐ拠点として整備します。

(4) その他

上記の他、「栄地区グランドビジョン」、「久屋大通の再生（北エリア・テレビ塔エリア）に向けた整備の考え方」、「久屋大通のあり方」及び「久屋大通のあり方（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方」を考慮した公園とします。栄地区グランドビジョン等の詳しい内容は、本市公式ウェブサイトからご覧いただけます。

URL : <http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-17-0-0-0-0-0-0.html>

4. 公募区域

事業対象区域となる都市公園の区域を別紙1に示します。

なお、「久屋大通のあり方」に掲げている南北道路の道路形態等の変更や東西道路の公園化について、市民・地域の理解が得られた場合は、本事業の事業期間中に別途整備を実施する可能性があります。そのため、本事業の提案にあたっては、将来的な公園区域の拡大等を想定した計画してください。

また、本事業において事業対象区域以外の整備は実施しませんが、歩道部分も含めた将来的な公園と道路の形態等の案を、参考提案として提出してください。

5. 事業概要

(1) 事業内容

平成29年の都市公園法の改正により創設されたPark-PFI制度を導入し、久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）内において飲食・売店等の収益施設（以下「公募対象公園施設」という。）を設置

するとともに、久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）全域にわたり園路や広場等の公園施設（以下「特定公園施設」という。）の整備を行っていただきます。また、整備後は、指定管理者制度を導入し、公園の管理運営を行っていただきます。

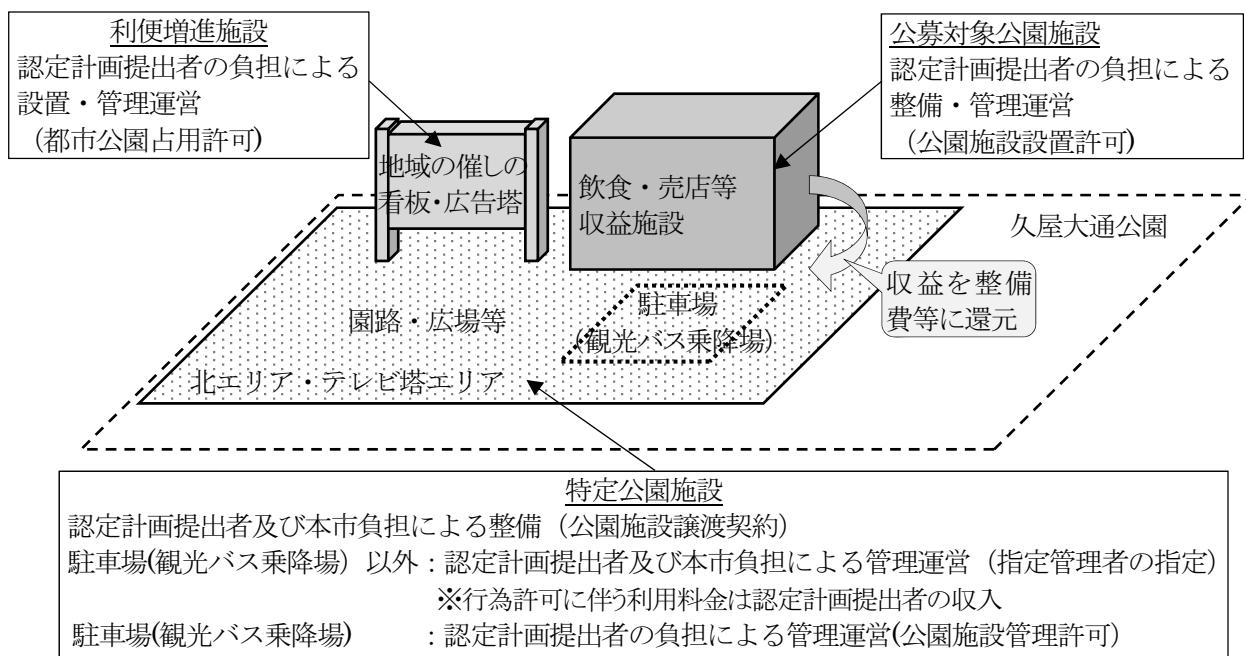
本事業にて実施する業務は以下のとおりとし、整備には計画・設計から工事までを含むものとします。

- ・公募対象公園施設の整備及び管理運営
- ・特定公園施設の整備（既存施設の撤去含む。）
- ・特定公園施設を含む久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）の管理運営
- ・利便増進施設の設置及び管理運営 ※任意提案

事業実施にあたり Park-PFI 制度を導入することで、公募対象施設の収益還元により、特定公園施設整備に係る本市負担が低減されることを期待しています。

（2）事業イメージと費用及び役割分担

①事業イメージ



②費用負担及び役割分担等

項目	公募対象公園施設		利便増進施設	特定公園施設	
				右欄以外	駐車場 (観光バス乗降場)
整備（設計含む）	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者		認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者		認定計画提出者と本市
	位置付け等	認定計画提出者が 公園施設設置許可 を受けて整備	認定計画提出者が 都市公園占用許可 を受けて整備	公園施設譲渡契約により認定計画提出者が整備したものを本市へ譲渡 工事中は都市公園占用許可 〔※一部の樹木間伐等は業務委託により 29、30年度中に実施〕	

管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者と本市	認定計画提出者
	位置付け等	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて管理運営	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて管理運営	認定計画提出者が久屋大通公園(北エリア・テレビ塔エリア)の指定管理者の指定を受けて管理運営	認定計画提出者が公園施設管理許可を受けて管理運営(指定管理の自主事業)

(3) 事業期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、基本協定締結から平成50年2月末日までとし、設計、工事及び事業終了前の公募対象公園施設の解体・原状復旧に要する期間を含みます。

公募対象公園施設の設置許可期間は、工事着手時からの約9年3ヶ月とし、認定計画提出者からの更新申請により、約9年11ヶ月の更新許可を行います。

また、特定公園施設の指定管理期間は、公募対象公園施設の供用を開始する平成32年4月から事業の終了となる平成50年2月末日までの約17年11ヶ月とします。

	H30. 3	H31. 1	H32. 4～7	H40. 4	H50. 2
基本協定の締結	協議・設計	工事	供用期間（約18年程度）		解体
	公募対象公園施設の設置許可 (約9年3ヶ月)				公募対象公園施設の設置許可 (約9年11ヶ月)
	現場管理		特定公園施設の指定管理（約17年11ヶ月）		
	公募設置等計画の認定の有効期間（約20年）				

(4) スケジュール

公募及び事業のスケジュールは、以下のように予定しています。

公募設置等指針の配布	平成29年10月31日(火)～平成30年1月22日(月)
公募説明会参加申込期限	平成29年11月6日(月)まで
公募説明会	平成29年11月9日(木)
応募登録	平成29年11月6日(月)～11月15日(水)
質問書受付	平成29年11月6日(月)～11月15日(水)
質問書最終回答期限	平成29年11月30日(木)
公募設置等計画の受付	平成30年1月18日(木)～平成30年1月22日(月)
公募設置等計画の評価※1	平成30年2月中旬
設置等予定者の選定結果通知	平成30年2月中旬
公募設置等計画の認定	平成30年2月下旬
基本協定の締結	平成30年3月上旬
認定計画提出者による一部の樹木間伐業務等	平成30年3月中旬～平成30年3月末日（平成29年度分） 平成30年4月上旬～平成31年3月末日（平成30年度分）
実施協定の締結	平成30年7月頃

認定計画提出者による工事※2	平成31年1月上旬～平成32年3月末日（北エリア） 平成31年1月上旬～平成32年6月末日（テレビ塔エリア）
供用開始	平成32年4月頃（北エリア） 平成32年7月頃（テレビ塔エリア）
事業終了	平成50年2月末日

※1 評価に際しては、プレゼンテーション（公開）及び選定審議会におけるヒアリング（非公開）の実施を予定しています。

※2 工事着手は、平成31年1月7日を予定しています。また、現久屋大通公園駐車場が平成31年3月末まで営業するため、当該場所は平成31年4月上旬以降の工事着手となります。

第2章 事業の実施条件等

都市公園法第5条の2第2項1～10に掲げる事項について定めます。

1. 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の2に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認められません。

また、久屋大通の再生の方針を踏まえ、施設は公園利用者へのサービス向上だけでなく、地域全体の魅力向上や活性化に資するものとします。

なお、都市公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、例えば特定の利用者に限定される施設や、騒音の発生等により他の利用者による公園利用を著しく阻害するような施設は望ましくなく、こうした公園への設置がふさわしくない施設及び周辺街区と調和しない施設の提案は認められません。

提案に際しては、以下の条件を満たすものとしてください。

(1) 整備に関する条件

- ・整備対象区域内に設置可能な建築面積の合計の上限は5,400 m²とします。上限面積には、特定公園施設として整備する建築物のうち、名古屋市都市公園条例第3条の5(1)の施設（「5(1)」の表参照）の面積も含むものとしますが、その他の特定公園施設の建築物、名古屋テレビ塔及び地下施設の出入口上屋等の面積は含みません。なお、建築面積が発生しない公募対象公園施設についての面積の上限はありませんが、都市公園が、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることに鑑みた規模の提案としてください。
- ・公募対象公園施設の規模、数量、配置等は、認定計画提出者の提案によりますが、北エリア、テレビ塔エリアのどちらかのエリアだけにしか設置しない提案は認めません。少なくとも各エリアにおいてそれぞれ建築面積（複数棟の場合は建築面積の合計）500 m²以上の公募対象公園施設を設置して下さい。
- ・施設のデザイン、高さ及び配置等は、周辺環境との調和、久屋大通都市景観形成地区としてふさわしい景観、名古屋テレビ塔の視認性及び名古屋テレビ塔からの景観などに配慮してください。
- ・屋外に設ける施設名称などの看板等については、名古屋市屋外広告物条例（昭和35年名古屋市条例第16号）に適合するものとしてください。
- ・施設は、ユニバーサルデザインに配慮してください。なお、バリアフリーについては、人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年愛知県条例第33号）、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年名古屋市条例第10号）及び福祉都市環境整備指針（名古屋市）に基づいた計画としてください。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- ・公園施設利用者の滞留等が周辺道路の通行に影響を及ぼさないよう、施設の配置等に留意してください。
- ・遊戯施設を設置する場合は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）（国土交通省）を踏まえた計画としてください。
- ・施設は2階建て（屋上部分の利用可）以下かつ建築物の高さ12m以下とし、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物とします。ただし、魚ノ棚通以北については、建築物の高さ15m以下であれば3階建て以上も可能とします。
- ・事業対象区域の地下には地下街、地下駐車場及び地下鉄があるため、その影響範囲において施設の設計及び工事をする場合は、地下施設の位置や深さを把握した上で、荷重条件や深さ条件に支

障がないものとしてください。

- ・別紙2に示すとおり、魚ノ棚通以北における地下鉄本体の設計荷重は、現在の地表面で、 $1.1t/m^2$ または $1.25t/m^2$ であり、魚ノ棚通以南における地下街及び地下駐車場の設計荷重は、現在の地表面で、 $0.5t/m^2$ です。盛土や切土のように地形を変更する場合、荷重条件は変わる可能性があります。なお、土の単位体積重量は、 $1.6t/m^3$ で計算しております。
- ・地下鉄施設の上部又は沿線30m以内で建築等を行う場合は名古屋市交通局と、名古屋鉄道施設に影響を及ぼす可能性がある範囲で建築等を行う場合は名古屋鉄道株式会社と、それぞれ施設の設計について近接協議を行い、許可を得る必要があります。
- ・施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりをつくらないよう、公園の安全性に配慮してください。
- ・外面する建具等については、できるだけ透明又は開放的なものにしてください。
- ・公募対象公園施設内に、公園利用者に対して公募対象公園施設等を案内する窓口（以下「案内窓口施設」という。）を整備してください。なお、案内窓口施設において、認定計画提出者が指定管理業務として行う行為許可の受付や事務作業等を行なうものとし、当該業務に配慮した整備をしてください。
- ・もちの木広場の地下広場内に、原則施設を設置することはできません。
- ・地下街等の屋外階段部分の上部には、建築物を建設することはできません。また、地下街等の出入口階段から直接出入できる位置に施設を設置することはできません。一旦園路・広場等を介して出入口に出入できる位置としてください。
- ・自動販売機を設置する際は、景観に配慮してください。自動販売機を単独で屋外に設置する場合には、公募対象公園施設として設置許可を受ける必要があります。この場合の設置許可使用料単価は、他の公募対象公園施設と同額とします。
- ・施設の用途や規模に応じ、「5.(12)」のトイレとは別のトイレを施設内に適宜設置してください。
なお、施設内のトイレについては、清潔で公園利用者が利用しやすいものとしてください。
- ・施設内に設置するトイレ部分が、終日開放され、公募対象公園施設の利用者のみでなく、施設を利用しない公園利用者にも利用しやすい構造となっているとともに、「5.(12)」のトイレの条件を満たしている場合においては、市と協議のうえ、当該公募対象公園施設のトイレ部分とトイレ部分以外の延べ床面積を按分し、当該トイレ部分にかかる設置許可使用料については全額免除します。
- ・荷捌きスペースやゴミ集積スペースは、施設内及び公園内に確保することが可能です。
- ・設置許可を受けたときは、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）に基づく使用料が発生します。なお、設置許可は公募対象公園施設の工事着手前までに受けるものとし、原則として工事期間中も使用料が発生します。
- ・整備対象区域内は、全て道路内であるため、建築物を建築する際は、原則として建築基準法第44条に基づく許可が必要となります。
- ・原則として、設置許可期間（更新許可期間を含む。）が満了するまでに、認定計画提出者の責任及び負担において公募対象公園施設部分を撤去し、更地にして返還していただきます。
- ・施設に必要なインフラ（電気、ガス、上下水等）は、認定計画提出者の負担にて整備してください。原則として特定公園施設とは独立して設けるものとしますが、特定公園施設のインフラから接続しても支障がない場合は、本市と協議のうえ、特定公園施設のインフラから接続ができるものとします。その場合は、子メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用量を区分できるようにするものとし、当該使用量に応じた料金を本市へ支払っていただきます。
- ・インフラ整備に伴い新たな引き込み等に行なうにあたっては、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引き込み等に要する費用を負担してください。

(2) 管理運営に関する条件

- ・公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した管理・運営としてください。
- ・持続的に運営可能な事業計画としてください。
- ・ホスピタリティあるサービスを確保してください。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護の方々の利用にも配慮してください。
- ・公園利用者の利便性を考慮し、原則通年営業を基本とします。
- ・営業時の音、振動、営業時間等については、周辺の環境に配慮してください。なお、原則営業時間については制限しません。
- ・案内窓口施設については、指定管理業務として行なう行為許可受付時間帯は必ず営業してください。
- ・アルコール類やタバコの販売は可能です。ただし、自動販売機によるタバコやアルコールの販売は禁止します。
- ・年間を通じ、円滑な管理・運営が可能な従業員の配置体制としてください。
- ・地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理・運営可能な配置体制としてください。
- ・公園内や周辺道路において通行利用者などの支障とならないよう対策をしてください。

(支障例)

- 販売又は配布した物の園路・広場や歩道等への投げ捨て
- 公募対象公園施設利用者の待ち列による園路、道路区域へのみ出し
- 公募対象公園施設利用者が使用する自転車を園路や周辺歩道へ放置すること
- ・特定公園施設と一体的に魅力増進を図れるような管理・運営内容としてください。

2. 公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設の設置が可能な場所は、別紙3-1に示す整備対象区域内とします。

3. 公募対象公園施設の設置又は管理の開始時期

公募対象公園施設の設置許可の開始時期は、平成31年1月以降とします。

ただし、公募対象公園施設の供用開始時期は、原則として北エリア、テレビ塔エリアそれぞれの特定公園施設の供用開始に合わせていただくこととします。

4. 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者は、各エリアに設置する公募対象公園施設の設置許可面積に対して、自ら提案した設置許可使用料単価を乗じた額を、設置許可使用料として本市に支払っていただきます。なお、設置許可面積には建築物の範囲以外に、有料の屋外遊戯施設や、カフェを設置した際のオープンテラスなど公募対象公園施設の利用者しか利用できない屋外部分の面積も含まれるものとし、設置許可面積の決定にあたっては、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、本市が精査確認します。

設置許可使用料単価は、すべての公募対象公園施設で同額とし、以下の最低額以上としてください。

■設置許可使用料単価の最低額：5,000円／m²・年

設置許可使用料は、年度ごとにその都度発行する納入通知書により支払っていただきます。なお、支払時期は、当該年度の4月末までとします。ただし、当該許可日の属する年で、使用期間が一年に満たない場合は、月割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとします。

5. 特定公園施設の建設に関する事項

特定公園施設の建設範囲は別紙3-1に示す区域とします。

「久屋大通のあり方」に基づき、質の高い都心部を形成するような特定公園施設を建設してください。建設後は本市へ譲渡していただきます。

ただし、予算措置及び財産の取得について名古屋市議会で可決されることを前提とします。

特定公園施設の建設に要する費用は、公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等及び、本市からの負担により賄ってください。認定計画提出者には、①特定公園施設の建設に要する費用の見込み額、②公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額、③本市に負担を求める額を提案していただきます。収益等からの充当額により、できるだけ市負担を低減する提案としてください。

特定公園施設の建設に要する費用（設計費含む）の上限は以下の金額とします。

■特定公園施設の建設に要する費用の上限額：3,000,000千円
(消費税及び地方消費税を含む。)

特定公園施設の建設に要する費用には、平成29年度及び平成30年度に実施する樹木の一部間伐業務等を含みます。

また、特定公園施設の建設に関連して、認定計画提出者から各施設所有者等に負担金等を支払った場合は、特定公園施設の建設に要する費用に各施設所有者等への負担金等を含んでもかまいません。

本市から負担する額は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事費内訳を提出いただき、本市が金額を精査確認（数量、単価設定等が適切かを確認するものとし、単価設定については、本市が工事発注する際の標準単価を参考にするとともに、類似整備の設計金額と契約金額との割合等を加味するものとします。）した上で、本市と認定計画提出者で協議し決定します。

なお、原則として本市からの負担額は、認定計画提出者が③本市に負担を求める額で提案した額を上回ることはできません。また、本市からの負担額は、建設に要する費用に対して9割以内になります。

特定公園施設の建設は、平成31年1月7日から着工するものとします。また、北エリアは平成32年3月末日まで、テレビ塔エリアは平成32年6月末日までに全ての工事を完了し、本市の完了検査を受けていただきます。本市への引渡し日は、原則として北エリアは平成32年3月末、テレビ塔エリアは平成32年6月末となりますので、引渡し日までは認定計画提出者にて現地の管理をしてください。

特定公園施設の建設に際しては、工事の施工に関する法令及び本市緑政土木局が定める「土木工事標準仕様書（平成29年4月）」「事業損失防止調査標準仕様書（平成13年4月）」「工事共通構造図（平成29年4月）」「請負工事施行要綱（平成29年4月）」「請負工事施工管理基準（平成29年4月）（工事施工記録写真作成方法等含む。）」「請負工事品質管理基準（平成29年4月）」「監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部 建築物解体工事共通仕様書・同解説H24」「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）」「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）」並びに工事の施工方法に関する公的基準等に従って施工してください。

上記に定めのない場合は、本市と協議のうえ適切に施工してください。

本事業に際して、Park-PFIの支援制度として創設された「官民連携型賑わい創出事業（社会資本

整備総合交付金)」を活用して、特定公園施設の整備に要する費用のうち、本市が負担する金額に対して国からの支援を受ける予定をしております。国からの支援を受けるにあたって、本市から関連する工事費内訳等の資料提出を求める場合がありますので、認定計画提出者は協力してください。

(1) 共通事項

- ・ユニバーサルデザインに配慮してください。なお、バリアフリーについては、人にやさしい街づくりの推進に関する条例、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例及び福祉都市環境整備指針に基づいた計画としてください。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- ・環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。
- ・地下鉄施設の上部又は沿線 30m 以内で建築等を行う場合は名古屋市交通局と、名古屋鉄道施設に影響を及ぼす可能性がある範囲で建築等を行う場合は名古屋鉄道株式会社と、それぞれ施設の設計について近接協議を行い、許可を得る必要があります。
- ・事業対象区域内は、全て道路内であるため、建築物を建築する際は、原則として建築基準法第 44 条に基づく許可が必要となります。
- ・久屋大通公園は広域避難場所に指定されていることを踏まえた計画としてください。
- ・公園と歩道の境界に境界ブロックを設置するなどにより、管理上の区分が明確に分かるようにしてください。なお、現在車道と公園の境界に設置してある既存境界ブロックについては、撤去しないでください。
- ・整備後の管理修繕費の低減に配慮した計画としてください。
- ・久屋大通都市景観形成地区にふさわしく、良好な景観の形成に配慮してください。
- ・整備対象区域内に新たに設置可能な建築物の建築面積の合計の上限は次表のとおりとなります。

区分	通常物件	特例物件	
	トイレ・売店などすべての公園施設	休養施設、運動施設、教養施設、公募対象公園施設など 〔名古屋市都市公園条例 第3条の5(1)の施設〕	高い開放性を有する建築物 〔名古屋市都市公園条例 第3条の5(3)の施設〕
新たに設置する建築物の建築面積合計の上限 (特定公園施設と公募対象公園施設の合計)	200 m ² ※	5,400 m ²	5,400 m ²

※現在のバスターミナル（栄バスターミナル噴水南のりば）の場所が都市公園区域に変更された場合を前提とした面積になります。仮に都市公園区域が変更にならなかつた場合及びバスターミナル跡地の整備内容により上限面積は160m²程度となる可能性があります。

(2) 園路

- ・両エリアを回遊できるような、幅員5m以上の園路を1経路以上整備してください。ただし、地形の形状その他の特別な理由によりやむを得ない場合において、本市と協議のうえ、園路幅員を5m未満とすることも可能ですが、最大限広い幅員を確保できるよう検討してください。
- ・公園内の既存施設（名古屋テレビ塔、地下街出入口、地下鉄出入口等）との動線に配慮してください。
- ・日常的なまちの回遊性を高めるとともに、非常時における避難経路を確保するため、周辺街区との動線に配慮してください。
- ・舗装材は、雨天時でも滑りにくい素材としてください。
- ・イベントや公募対象公園施設による混雑時の安全性等に配慮してください。

- ・樹木管理や埋設物管理等に伴うメンテナンス車両の通行や、緊急車両の通行を想定し、通行の可能性がある部分は、幅員、歩行者の安全、舗装仕様等に配慮した計画としてください。

(3) 広場

- ・様々なイベントに活用しやすい広場や、憩いの場として活用できる広場を整備してください。
- ・テレビ塔エリアには、2,000m²以上のまとまった広場を1か所以上は設置するとともに、その広場を含めて北エリアとテレビ塔エリアで合計5,000m²以上のオープンスペースを確保してください。なお、オープンスペース内に高木がある疎林広場を含めることができます。
- ・広場用途に応じて必要となる電源、給排水等設備等を整備してください。
- ・久屋大通公園は広域避難場所に指定されていることから、広場は避難場所としての活用を想定して整備してください。

(4) 地盤整備

- ・公園内はできるだけフラットあるいは緩やかな勾配になるよう整備してください。ただし、構造上やむを得ない場合、あるいは地盤の勾配を活かすことにより魅力的な空間が提案できる場合(バリアフリー化が必要な園路部分は除く。)などはこの限りではありません。
- ・公園と沿道の一体化に向けて、公園と道路の高低差ができるだけ緩和してください。
- ・地盤整備に伴い既存占用物件との取り合わせの位置、高さが変わる場合は、各既存占用物件所有者と協議を行い、許可を得た上で、必要な整備を行ってください。これにより各既存占用物件所有者へ負担金等の支払いが必要となる場合は、認定計画提出者から各既存占用物件所有者へ負担金等を支払ってください。なお、既存占用物件の取扱いは、別紙4を参考にしてください。
- ・地盤整備にあたっては、排水機能の確保、既存地下施設への浸水対策に十分配慮してください。
- ・別紙3-1に示す整備対象区域と歩道の境界には、原則境界ブロックを設置してください。

(5) 樹木及び植栽

- ・豊かな樹木を生かしつつ、来園者にとって快適で見通しのよい環境を提案してください。
- ・別紙5や現状の樹木の状況を確認した上で、樹木の間伐や更新、土質改良等により、健全な樹木環境となるよう整備をしてください。
- ・新たに樹木や草花を植えることは可能です。
- ・樹木を間伐する際には、抜根も含めて行ってください。また、過年度に間伐した際に残っている切り株についても、抜根してください。
- ・特定公園施設の整備に先立ち行う樹木の間伐業務に着手する際には、市民や地域の方に間伐の必要性をご理解いただくための対応をしていただきます。具体的な方法は、本市と協議の上で決定します。
- ・クスノキの樹木間隔は概ね10m程度にしてください。また、ケヤキの植栽密度は概ね100本/ha程度を目安として、樹木密集部においては現在の1/3程度の樹木密度にしてください。
- ・間伐しない樹木については、必要に応じて健全な樹木の生育に必要な剪定を実施してください。
- ・北エリア及びテレビ塔エリアの東西両端のクスノキの列植、北エリアの現在のシドニー広場及びリバーパークのケヤキ並木の景観は保全するとともに、ケヤキ並木中央の見通しを確保してください。なお、シドニー広場及びリバーパークに公募対象公園施設を設置する場合は、ケヤキ並木等の保全との関係に注意してください。
- ・樹木の配置計画にあたっては、樹木医等樹木に関する専門的な知識を有する者の意見を聞いて設計に反映させてください。
- ・地被（ヘデラ）の植栽帯は、公園と沿道の分断要素になっているため、原則として全て撤去し、樹木の根に配慮しながら地盤レベルを下げて、可能な限り園路や広場として整備してください。その際、歩行者の乱横断を抑制するため、原則として植栽帯の車道側の石積みを残しますが、別

の対策を行う場合は認定計画提出者の負担において整備してください。

(6) もちの木広場

- ・もちの木広場は、地上と地下の連続性を強化する拠点として再生するため、別紙6に基づき、都市公園の一部として整備及び管理運営を行っていただきます。
- ・再生にあたっては、地上と地下の連続性の強化だけでなく、地下街や改札口からの見通しや開放感にも配慮してください。
- ・もちの木広場は、現在は株式会社セントラルパークの所有になっていますが、もちの木広場の整備着手時には、本市の所有に変更し公園として整備、管理運営する区域になる予定です。ただし、都市計画法上は都市計画道路の交通広場となっており、将来的にも現在と同様に名古屋市地下街基本方針上の地下広場としての位置付けは変わりません。なお、建築基準法上は、地下街の地下道となっており、消防法（昭和23年法律第186号）上は、計画内容次第で防火対象物の一部になる可能性があります。それらを踏まえて地下街等からの出入りや避難に支障がないよう整備、管理運営を行ってください。また、地下鉄栄駅（北改札）からの避難経路にもなっているため、鉄道関係法令等にも適合させてください。
- ・地下施設からもちの木広場へ出入りするガラススクリーン（以下「ガラススクリーン」という。）より屋外側の舗装、柱の仕上げ等は、原則全て更新してください。
- ・ガラススクリーンに、パニックオープブレイクアウト機能付きの自動扉（枠ステンレス+ガラス、両開き）を設置するとともに、自動扉上部に誘導灯を設置してください。自動扉の有効幅員は1.4m以上とし、東西南北面それぞれ1箇所ずつ設置するものとします。ガラススクリーンの扉上部は、現状と同様に排煙機能を有する窓とし、自動的に開放できるようにしてください。また、自動扉改修に伴い、自動扉周辺のガラススクリーンの改修が必要になる場合、改修後も既存と同様手動で開放できる両開き扉としてください。なお、こうした自動扉設置に関連する工事は、各地下街管理者が施工する予定ですので、認定計画提出者は、各地下街管理者に自動扉設置に要する費用を負担してください。
- ・地下から地上に上がる既存階段は撤去し、新たに階段を2箇所設置してください。その際、地下街からの避難距離に配慮して階段の昇り口位置は現状と大きく変わらない位置とし、階段幅員は現状以上してください。また、階段下は、居室や倉庫等の建物用途で使用することはできません。
- ・自動扉及び階段設置にあたっては、建築基準法の避難関係規定を充たしてください。
- ・エスカレーター（幅S1000型以上、上り下り方向各1基ずつ）を上記の階段と併せて設置してください。原則エスカレーターに屋根をつけることはできません。
- ・もちの木広場の南東寄りにエレベーター（15人乗り以上、1基）を設置してください。また、エレベーターには、遠隔監視装置（エレベーター内に人が閉じ込められた場合に、インターホン等により監視センター等と通話できる設備を含みます。なお、監視センター等は事業対象区域外であってもかまいません。）を設置してください。
- ・東西面にある既存庇は、地下街等地下施設からの公園の見通しを確保するため、スラブ部分を撤去してください。なお、庇部分は地下街施設と一体的な構造となっていることから、スラブの撤去は、株式会社セントラルパークが施工することになりますので、認定計画提出者は、株式会社セントラルパークに庇スラブ撤去に要する費用を支払ってください。
- ・既存の樹木については撤去可能です。
- ・もちの木広場の周囲の地下街側からの自然排煙機能を阻害しないようにしてください。
- ・ガラススクリーン付近と広場中心部の間に段差がありますので、少なくとも1カ所はバリアフリー一対応の段差解消を施してください。
- ・地下施設管理者と協議の上、地下施設への浸水対策を行ってください。
- ・もちの木広場周辺の地上部の階段状の広場は、地下施設の出入口階段の下り口の高さ等に配慮し

つつ、できるだけフラットな地盤に整備してください。

- ・もちの木広場の地下広場内における階段、昇降機以外の施設の設置については、関係機関と協議し、許可が得られた場合は可能です。

(7) 地下街出入口等

- ・別紙7に示すとおり、株式会社セントラルパークの地下街出入口の屋外階段部分を縮小する予定です。地下街出入口の屋外階段を縮小する整備については、株式会社セントラルパークが施工しますので、認定計画提出者は、株式会社セントラルパークにその整備に要する費用を支払ってください。縮小後、地下街出入口として使用されない部分を公園として活用するため、既存の屋外階段部分を撤去して埋戻し、公園の一部として整備してください。
- ・屋外階段部分の上部には、施設を建設することはできません。
- ・地下街や地下鉄等の出入口施設の移設はできません。

(8) 昇降機（もちの木広場を除く。）

- ・別紙7に基づき、北エリアの桜通沿いに、久屋大通駅北改札と公園をつなぐエレベーター（15人乗り、1基）を設置してください。また、エレベーターには、遠隔監視装置（エレベーター内に人が閉じ込められた場合に、インターфон等により監視センター等と通話できる設備を含みます。なお、監視センター等は事業対象区域外であってもかまいません。）を設置してください。
- ・エレベーターの設置に併せて、久屋大通駅北改札から公園までの経路のバリアフリー対応整備（久屋大通駅通路の視覚障害者誘導用ブロック、スロープ、手すり及び点字表示の設置等）を行ってください。整備内容の検討にあたっては、名古屋市交通局及び株式会社セントラルパークと協議してください。
- ・エレベーター整備に伴う既存地下駐車場出入階段の改修、既存地下構造物の開口補強、地上レベルまでのシャフト躯体の設置及び既存設備の切り回しなどは、株式会社セントラルパークが施工しますので、認定計画提出者は、株式会社セントラルパークにその整備に要する費用を支払ってください。
- ・なお、別途株式会社セントラルパークの行なう事業として、別紙7に示すようなエレベーター改修やエスカレーター設置を予定しています。

(9) ブリッジ

- ・ロサンゼルス広場といこいの広場の間には、地上レベルにおける東西方向の歩行者動線を確保した上で、南北方向に段差なく往来できる幅員3.5m以上のブリッジをその上部に設置してください。
- ・ブリッジ下は、見通しの確保やホームレスの定住等の防止につながるような設計としてください。

(10) 駐車場

- ・現状の久屋大通公園駐車場は撤去し、原則現状の乗り入れからアクセスできる位置に、観光バスの乗降を主目的とした駐車場（4台分）を整備してください。
- ・駐車場は、公園利用者の回遊性に配慮し、必要最小限の面積としてください。必要最小限の面積とするために、地下施設の通気口等の既存施設を改修することも検討してください。なお、公園施設以外の既存物件の改修にあたっては、当該既存物件の所有者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は認定計画提出者から既存物件の所有者へ改修等に要する費用を負担してください。
- ・車道における自動車交通を妨げないようにするために、車両の出入にあたり車道における切り返しが不要となるように計画してください。
- ・駐車場は、観光バスの乗降という主目的に支障しない範囲で、観光バス以外の利用や長時間の駐車も可能とします。
- ・上記の駐車場以外に、公園利用者の駐車場を設置することはできませんが、本市と協議のうえ、

公園施設の管理運営に必要な駐車場を設けることは可能です。ただし、公募対象公園施設の管理運営のためだけに必要な駐車場については、公募対象公園施設に含めるものとします。設置にあたっては、公園利用者の支障や安全確保に十分配慮してください。

(11) 自転車駐車場

- ・公園利用者の動線及び景観に配慮した位置に、公園利用者のための自転車駐車場を整備してください。公園内は原則自転車走行を禁止する予定ですが、安全かつ魅力的な提案の場合は、本市と協議のうえ、公園内の自転車走行を可能とする場合があります。なお、レンタルサイクルポート（コミュニティサイクルを含む。）など公園利用者に限定しない自転車駐車場の設置については、「6. (2)」に示す利便増進施設として認定計画者による任意提案が可能です。
- ・設置台数は、通常の公園利用時に想定される台数を確保し、公募対象公園施設が「名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）」に定める自転車駐車場の附置義務対象となる場合は、それを踏まえた台数としてください。また、大規模イベント時など多数の利用者が見込まれる場合を想定して、別途整備対象区域内に臨時自転車駐車場が設置可能な場所を確保してください。

(12) トイレ

- ・既存トイレは撤去し、新たに北エリア・テレビ塔エリアで各1箇所以上整備してください。ただし、公募対象公園施設内に設置するトイレ部分が、終日開放され、公募対象公園施設の利用者のみでなく、施設を利用しない公園利用者にも利用しやすい構造となっているとともに、以下の条件を全て満たしている場合においては、特定公園施設として新たにトイレを整備しなくてもよいものとします。
- ・利便性が高く、清潔で、誰でも快適に利用できるものとし、集客性をより高める上質な空間としてください。
- ・規模は、現状のトイレ以上とし、再生後の利用者数の増加を踏まえた規模としてください。
- ・男女共用の多機能トイレを設けてください。
- ・テレビ塔エリアのトイレには、女性用のパウダールームを設けてください。
- ・大便器ブースは原則として全て洋式としてください。
- ・トイレは、終日開放してください。
- ・名古屋市（観光文化交流局）では「(仮称) 名古屋観光トイレリボーン整備指針」を策定する予定であるため、この指針に準拠したトイレとすることが望ましいです。

(13) 水景施設

- ・水景施設を設ける場合には、地下施設管理者と協議の上、地下施設への浸水対策を行ってください。

(14) 案内板

- ・利用者が認識しやすい位置に、総合案内板及び公園内の施設や公共交通機関などの行き先を示す誘導表示等の案内板を、設置してください。
- ・各案内板の表示言語は、日本語と英語の2カ国語を原則とし、可能な範囲で韓国語、中文（繁体字、簡体字）なども表記することが望ましいです。
- ・表記については、ピクトグラムを使用するなど視覚的に分かる配慮をしてください。また、名古屋市歩行者系サインマニュアルを参考してください。

(15) ベンチ等

- ・ベンチやテーブル等を、適宜配置してください。

- ・原則として容易に動かせない構造としてください。

(16) インフラ（電気、ガス、上下水道等）

- ・既存のインフラについては、老朽化が進んでいるため、原則として全て撤去し、新たに整備してください。
- ・新たな引き込み等においては、各インフラ管理者と協議を行い、負担金が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引き込み等に要する費用を負担してください。
- ・必要に応じて手洗い等を適宜設けてください。
- ・広域避難場所の防災機能を強化するため、必要に応じて防災上のインフラ及び設備等を設置してください。
- ・両エリアに1箇所ずつ、車いす利用者用公衆電話ボックスを設置できる場所を確保してください。
ボックスや公衆電話機の設置と通信線の配線工事は、別途株式会社 NTT マーケティングアクトが自らの負担で工事を行います。認定計画提出者は、株式会社 NTT マーケティングアクトと協議の上、設置場所付近に電源及び通信線設置のための空配管を設置してください。

(17) 既存物件

- ・原則として、既存の舗装、附属施設（照明、公園管理者が設置している看板、ベンチ、柵等）等は全て撤去してください。
- ・リバーパーク、ロサンゼルス広場及び名古屋テレビ塔南側にある水景施設（地下構造物含む。）は撤去してください。
- ・ロサンゼルス広場の東部に設置されている道路下貯留槽のポンプ操作盤は、撤去できません。
- ・別紙4及び8に撤去、移設可等の記載のある通気口及び排煙口等については、移設、高さ調整及び撤去を行うことが可能です。また、別紙8の姉妹友好都市から寄贈されたモニュメントについては、移設した場合でも有効活用できるように配慮してください。ただし、移設等にあたっては、各施設所有者と協議を行い、許可を得る必要があるとともに、道路管理者、消防局等別途関係機関等の調整が必要な場合があります。また、移設等の工事中における各施設の代替措置等についても、各施設所有者や関係機関等と協議のうえ、必要に応じて対策してください。なお、移設等にあたって、各施設所有者等に負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者から各施設所有者等へ移設等に要する費用を負担してください。
- ・整備後において、地下施設出入口、通気口等既存施設の利用及び保守点検に支障がないよう通路を確保するとともに、工事中も施設の保持を図り、施設の保守点検や緊急時の避難経路を確保してください。

(18) その他

- ・(1)～(17)のほか、別紙9において提案可能としている施設を提案することができます。ただし、別紙9において本市の負担対象とならない施設は、認定計画提出者の負担により整備及び管理運営をしていただきます。この場合、当該施設は整備後も本市へ譲渡せず、認定計画提出者の所有になり、本市に対し都市公園法第5条に基づく公園施設の設置許可を受ける必要がありますが、施設によっては、設置許可による使用料を免除できる場合があります。なお、当該施設は、事業期間終了時（設置管理許可等を取り消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む。）までに、更地にして本市に返還していただきます。
- ・遊戯施設を設置する場合は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）を踏まえた計画としてください。
- ・現在、名古屋テレビ塔南西に位置する警察の詰所については、平成30年12月末までに別途愛知県警察本部が撤去する予定です。
- ・現在の広場名称等については、本事業を機に変更する予定です。

6. 利便増進施設の設置に関する事項

(1) 看板又は広告塔

- ・整備対象区域内に、地域における催し物に関する情報を提供するための看板又は広告塔（以下「看板等」という。）を認定計画提出者の任意提案により設置することが可能です。
- ・地域の情報発信として地域の地図を掲載する場合は、名古屋市歩行者系サインマニュアルを参考してください。
- ・地域に関する情報や広告と併せて、自家用広告及び一般広告を掲出することも可能であり、その広告料は認定計画提出者の収入とすることができます。
- ・看板等の設置にあたっては、都市公園占用許可を受け、名古屋市都市公園条例に定める金額を本市に納入していただきます。平成29年度においては以下に示す金額になりますが、名古屋市都市公園条例の改正により金額が変更になる場合があります。

■占用許可使用料：表示面積1m²あたり7,200円／年

また、都市公園占用許可とは別に、名古屋市屋外広告物条例第4条に基づく許可を受ける必要があります。許可を受けるにあたっては、許可手数料を本市に納入していただきます。なお、広告料収入を地域の公共的な取組みに要する費用に充当すること、本市都市景観室の審査により広告物の意匠等が良好な景観の形成等に寄与するものと認められることなど、名古屋市屋外広告物条例第7条第6項の規定に基づく一定の条件を満たす必要があります。また、広告物の意匠は3ヶ月以内で変更するものとし、都市景観室の事前審査が必要となります。

(2) 自転車駐車場

- ・自転車駐車場の設置が、地域の活性化に資するものであり、事業を進める段階で関係機関等との協議が整った場合については、整備対象区域内にレンタルサイクルポート（コミュニティサイクル含む。）など公園利用者に限定しない自転車駐車場を、認定計画提出者の任意提案により設置することができます。
- ・上記の自転車駐車場の設置にあたっては、都市公園占用許可を受け、名古屋市都市公園条例に定める金額を本市に納入していただきます。
- ・上記の自転車駐車場から得られる収入は、認定計画提出者の収入とすることができます。

7. 都市公園の環境の維持及び向上措置

認定計画提出者から本市への特定公園施設の引き渡しが終了した時点から、本市は、久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）の管理運営を行うものとして、認定計画提出者を「指定管理者」に指定することを予定しています。指定管理者の管理運営業務の対象となる範囲は、別紙3-2に示す「整備・管理区域」のうち、公募対象公園施設を除いた範囲とします。

認定計画者は、指定管理業務として、別紙10の業務仕様書に掲げられた業務（「2 自主事業」を除く。）のほか、認定計画提出者自らが企画・提案し本市に採用された事業を行なってください。また、自主事業として、駐車場（観光バス乗降場）の管理運営を行なっていただくとともに、施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等（指定管理業務として実施する催事等を除く。）を実施する事業、キッチンカーなどを設置し、公園利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業を行なうことができます。詳しくは、業務仕様書「2 自主事業」に示します。

管理運営にあたっては、以下の内容を考慮して下さい。

- ・名古屋大都市圏の中心にふさわしい、質の高い都心部の形成につながるような、上質な公園管理を行ってください。

- ・園路や広場等は24時間開放とし、来園者の利便性や、安心・安全に配慮してください。
- ・高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- ・持続的に運営可能な事業計画としてください。

(1) 管理運営経費等

①指定管理業務に係る経費

(ア) 管理運営経費

指定管理業務に係る管理運営経費は、本市から支払う指定管理料のほか、公募対象公園施設及び利便増進施設からの収益、駐車場（観光バス乗降場）利用者からの収入等自主事業における収益及び行為許可により利用者から支払われる利用料金等により賄っていただきます。

指定管理料は、別紙3-2に示す管理対象区域面積から、下記に示す管理対象外部分を除いた面積（以下「指定管理面積」という。）に応じて、本市から支払います。

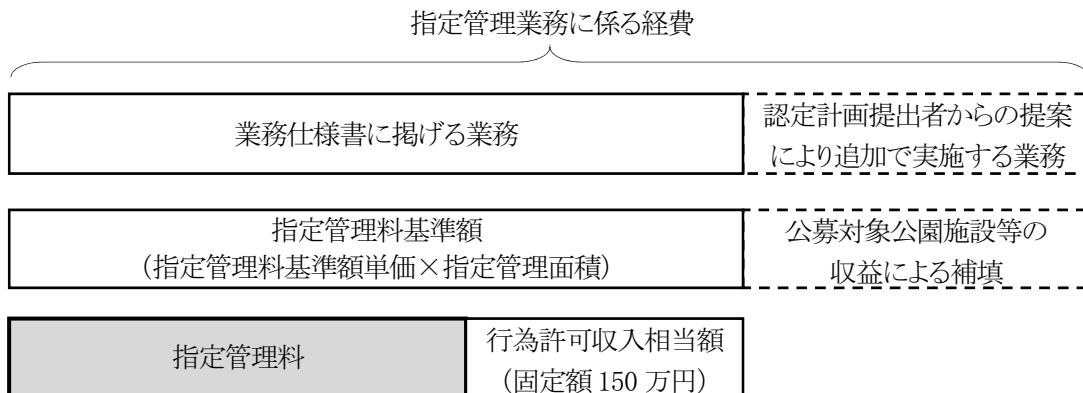
（管理対象外部分…公募対象公園施設、駐車場施設（観光バス乗降場））

指定管理面積に、認定計画提出者が提案する指定管理料基準額単価を乗じて指定管理料基準額を算出し、指定管理料基準額からこれまでの行為許可実績に伴う年間の収入実績相当額（固定額として150万円）を差し引いた額を指定管理料として提示してください。なお、指定管理料基準額単価は以下の「指定管理料基準額単価の上限額」を超えない額として下さい。

また、管理運営経費について、業務ごとの費用内訳も提出してください。費用内訳には年度毎で必要な修繕費を必ず含んでください。

■指定管理料基準額単価の上限額：1,500円／m²・年（消費税及び地方消費税を含む。）

（指定管理料イメージ）



本件予算が議会において議決後、本市と認定計画提出者で業務内容を協議の上で確定し、指定管理基本協定を締結します。指定管理料は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、本市が指定管理面積を精査確認した上で、指定管理料基準額単価の提案額（指定管理期間が1年を満たない場合は、当該年度の管理期間を加味した額）を参考に、本市と認定計画提出者で協議し決定します。なお、原則として提案額を上回ることはできません。会計年度（4月1日から3月31日まで）毎に認定計画提出者と協議を行い、各年度協定書において予算の範囲内で支払います。

各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じても、原則として精算せず、各年度協定書で決定した額は、特段の事情がない限り変更しないものとします。

ただし、修繕に要する指定管理料については、精算対象となります。そのため、年度協定において

て修繕に要する指定管理料とその他の指定管理料については、金額を分けて記載します。各年度が終了した時点で、修繕の執行額が、修繕に要する指定管理料に満たなかった場合には、修繕に要する指定管理料から執行額を引いた差額を本市へ返還することとします。修繕に要する指定管理料を超えて修繕が発生した場合、原則として本市から追加の支払は行いません。

また、指定管理業務が年度当初の計画どおり実施できずに指定管理料に余剰が生じたときは、指定管理料に生じた当該余剰金額を本市に返還するものとします。

(イ) 施設の修繕

特定公園施設の修繕の負担については、以下のとおりとします。

a. 本市が直接執行する修繕

次に掲げる事項については、本市が直接執行することとします。

- ・ 施設の主要構造部に係る修繕及び 1 件 2,500 千円を超える修繕
- ・ その他協議により定める修繕

b. 認定計画提出者が執行する修繕

次に掲げる事項については、認定計画提出者が行なうものとします。なお、設備等の増減を伴うもの又は 30 万円を超えるものについては、事前に本市と協議が必要です。

- ・ 1 件あたり 2,500 千円以下の修繕（施設の主要構造部に係るもの除く。）
- ・ その他協議により定める修繕

補修・修繕等の実施により生じた財産は、本市に帰属するものとします。

(ウ) 行為許可

イベント等の実施にあたり、名古屋市都市公園条例第4条に基づき本市が利用者へ行為許可を行う際に、利用者から支払われる利用料金については、認定計画提出者の収入になります。利用料金の額については、名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号）第3条に基づき認定計画提出者が、市長の承認を得て定める額とします。

②自主事業に係る経費

自主事業に係る経費に指定管理料を充てることはできません。

駐車場施設（観光バス乗降場）の管理運営については、認定計画提出者の自主事業として管理許可を受け、認定計画提出者に行っていただきます。その際の管理許可による使用料は全額免除とします。

駐車場利用者からの利用料は認定計画提出者の収入になります。

③管理口座

- (ア) 指定管理業務にかかる認定計画提出者の経費及び収入は、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。
- (イ) 自主事業にかかる経費及び収入は、(ア) の口座とは別の口座で管理してください。

(2) 関係法令の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

関係法令（名古屋市都市公園条例、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）、名古屋市久屋大通公園条例、名古屋市屋外広告物条例、都市公園法、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）ほか行政関連法規、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、その他関係法令等）を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性を考慮した管理運営を行ってください。

(3) 業務の委託

認定計画提出者は、指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。ただし、認定計画提出者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で本市の承認を受けたものについては、この限りではありません。

(4) 指定管理業務の執行体制に関する事項

①管理運営体制

指定管理業務の遂行にあたっては、次のとおり人員を配置してください。また、年間を通じ、円滑な管理・運営が可能な従業員の配置体制としてください。なお、人員配置にあたっては、過重労働にならないように、適切な体制を整えてください。

- (ア) 配置した人員のうち、1人は所長（総括責任者）としてください。所長は、正規の職員に限るものとします。
- (イ) 災害が発生した場合及び災害が発生する恐れがある場合には、本市の指示に従える体制をとるものとします。また、緊急時及び災害時における対応については、本市の指示によるほか、管理区域内の点検・対策等について実施してください。
- (ウ) 行為許可申請の受付時間帯は、行為許可の受付・利用料金の収納業務等を円滑にこなせる人員を常駐させてください。

②情報の保護・管理

認定計画提出者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条第2項の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。

なお、その具体的な内容である個人情報の開示、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、本市と締結する協定中に定め、これを遵守していただきます。

③守秘義務

認定計画提出者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしてはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

④区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行っていただきます。また、手持現金の取扱いに係る規定を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

⑤備品等の管理

(ア) 取得した備品の帰属等

認定計画提出者は、本市との協議により、本業務の実施に必要な備品を指定管理料で購入できるものとし、当該備品の所有権は本市に帰属するものとします。これらの備品の使用及び管理は、(イ)の貸付備品とみなして扱うものとします。

その他、認定計画提出者は、本市との協議により、指定管理料以外の経費で備品を購入その他の方法により調達し、当該備品を本業務の実施に供することができます。ただし、指定期間の満了時には、認定計画提出者が自己の責任と費用で、当該備品を撤去してください。

(イ) 備品の貸付及び使用

- a 本市は、本業務の遂行に必要な現行の備品を、無償で指定管理者に貸付し、指定管理者はそれを使用することができます。※本事業においては、原則本市からの貸付備品はありません。

- b 本施設の管理運営に支障をきたさないように、隨時、貸付備品の保守管理・点検を行ってください。備品等に破損、不具合等が生じた場合には、速やかに本市に報告してください。
- c 貸付備品が、経年劣化等により本業務の実施に供することができなくなった場合には、指定管理者は、本市との協議により、当該貸付備品に代わる備品を購入その他の方法により調達することができます。
- d 認定計画提出者は、故意又は過失により貸付備品をき損、滅失したときは、本市との協議により、相当の代金を自己の費用で弁償し、又は当該貸付備品と同等の機能及び価値を有する備品を自己の費用で購入その他の方法により調達しなければなりません。
- e 指定期間終了後、貸付備品は本市に返還していただきます。

(ウ) 車両について

業務に必要な車両は認定計画提出者が準備してください。その車両にかかる税、保険料及び点検等の経費は、認定計画提出者の負担とします。また、その維持管理については、隨時、保守管理・点検を行ってください。

⑥災害・事故への対応

(ア) 災害等への対応

a 予段階

認定計画提出者は、災害等に備えて、防災・災害対応マニュアルを本市との協議によりあらかじめ作成し、本市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修・防災訓練等を実施していただきます。

また、本市及び警察・消防・医療機関等の関係機関（以下「災害時等の関係機関」といいます。）との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行っていただきます。

b 発生時又は発生する恐れがある段階

認定計画提出者は、迅速に非常配備体制を確立するとともに、利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行っていただきます。

また、災害等の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び費用を最小限にするよう努めてください。

認定計画提出者は、災害等の発生時においては、状況の把握に努め、直ちに本市に報告するほか、災害時等の関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたっていただきます。また、本市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力してください。

なお、久屋大通公園は広域避難場所として指定されているので、被災時には地域防災活動への協力などの対応をしていただきます。

(イ) 事故への対応

a 予段階

認定計画提出者は、事故の発生時等に備えて、救急対応、応急処置、医療機関・家族への連絡など、対処方法を明記した事故対応マニュアルを名古屋市との協議によりあらかじめ作成し、本市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修を実施していただきます。

また、本市及び災害時等の関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行っていただきます。

b 発生時又は発生する恐れがある段階

認定計画提出者は、直ちに現場へ急行し、利用者の安心・安全を第一に、応急処置など迅速な対応を行うとともに、直ちに災害時等の関係機関に通報及び本市に報告するほか、本市と協力して原因究明にあたることとします。

(5) 利用者満足度等の把握

認定計画提出者は、利用者満足度調査等により、利用者の意見を聴取するとともに、その結果を分析し、本市に報告していただきます。

また、本市が必要と認める場合には、その結果等について全部又は一部を認定計画提出者により公表していただきます。

(6) 自己評価の実施

認定計画提出者は、利用者満足度調査等の結果等を参考に、毎年度、自己評価を実施し、本市に報告していただきます。

(7) 本市による業務評価の実施、公表

本市は「指定管理者評価員会」を開催し、毎年度、認定計画提出者の管理運営状況等について評価を行います。認定計画提出者は指定管理者評価員会に出席するとともに、管理運営状況等について報告していただきます。

業務評価の結果、認定計画提出者の管理水準が、本市の要求する管理水準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行います。それでも管理水準の改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

また、本市は毎年度実施した評価の結果、指定期間を通じた総合評価及び中間評価（5年毎）を公表します。

(8) 本市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、本市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等を図っていただきます。

(9) 暴力団の施設利用における措置

本施設が暴力団の活動により利用されることにより、当該暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、本市の担当部署を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。

その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として認定計画提出者において、利用の不許可処分を行うこととします。

(10) 障害者差別解消に係る配慮

認定計画提出者は、管理業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとします。

(11) 指定の取消し等

①指定の取消し及び業務停止命令

認定計画提出者が本市の指示に従わないとき、その他次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (ア) 認定計画提出者が、条例、規則、協定及び関係法令に違反したとき
- (イ) 認定計画提出者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと本市が判断したとき
- (ウ) 認定計画提出者が、業務の履行にあたり、本市の指示に従わず、又は本市の職員の職務の執行を妨げたとき
- (エ) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があつたとき
- (オ) 認定計画提出者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき
- (カ) その他認定計画提出者が管理を継続することが適当でないと本市が認めるとき

②違約金等

- (ア) アに基づき、本市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、必要に応じて、認定計画提出者は当該年度の指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、あらかじめ協定書において定められた額を違約金として本市に納付しなければなりません。
- (イ) アに基づき、本市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、認定計画提出者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても本市はこれを負担しません。

(12) 業務の引継ぎ等について

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、本市が必要と認める引継ぎ業務を実施しなければなりません。

また、次の指定管理者の選定にあたり、本市の求めに応じ、現地説明、資料の提供その他必要な協力を行ってください。

引継ぎ等に要する費用は、原則として、認定計画提出者の負担とします。

8. 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、基本協定締結から平成50年2月末日までの概ね20年とします。有効期間には、設計、工事及び事業終了前の公募対象公園施設の解体・更地返還に要する期間を含みます。

9. 設置等予定者を選定するための評価の基準

提案書等の審議は、本市による事前審査を行った後、学識経験者等で構成する「名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会（以下「選定審議会」という。）」が行います。

選定審議会では、「10. (3) ④」の評価の基準に沿って評価を行います。

10. 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格等

①応募者の資格

- ・応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- ・グループで応募する場合は、応募時に共同事業体等を結成し（以下、共同事業体等を構成する企業を個別に又は総称して「構成団体」という。）、代表構成団体を定めてください。
- ・すべての応募法人又は応募グループの構成団体について、直近決算において債務超過でないことをします。
- ・代表構成団体は、公募対象公園施設の設置許可を受け、特定公園施設を本市に譲渡し、かつ久屋

大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）の指定管理の指定を受ける法人とし、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。なお、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営については、代表構成団体自らが実施する、若しくは代表構成団体以外の構成団体に実施させることとします。

- ・公募対象公園施設のマネジメント業務の役割に当たる応募法人又は応募グループの構成団体のうち、少なくとも1者は、提案する公募対象公園施設のいずれかの施設について、類似する施設のマネジメント業務実績を有することとします。
- ・特定公園施設の建築物の設計業務の役割に当たる応募法人又は応募グループの構成団体のうち、少なくとも1者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること、かつ都市公園又は都市公園と類似した施設の設計業務実績を有することとします。
- ・特定公園施設の建設業務の役割に当たる応募法人又は応募グループの構成団体のうち、少なくとも1者は、平成29年度及び平成30年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「工事の請負」、申請業種「建築工事」又は「一般土木工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であり、かつ建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることとします。また、都市公園又は都市公園と類似した施設の建設工事実績を有することとします。
- ・特定公園施設の管理運営業務の役割に当たる応募法人又は応募グループの構成団体のうち、少なくとも1者は、都市公園又は都市公園と類似した施設について、管理運営業務実績を有することとします。

②応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- ・当該法人の設立根拠法に規定する解散または清算の手続きに入っている法人
- ・地方自治法施行令第167条の4に該当する法人
- ・公募設置等指針配布日から、設置等予定者決定通知日までの間に、名古屋市指名停止要綱第3条第1項による指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- ・最近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- ・暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する法人（愛知県警察に対して、照会させていただきます。）

ア 応募の日から事業期間の終了までの間において、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に規定する暴力団排除措置の対象である法人。（本件については、当該合意書における「契約等」に準じて取り扱うものとします。以下同じ。）

※指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には、原則として指定の取消しを行います。

イ 応募の日以前において、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）その他暴力団の排除に関して本市の定める規定等に基づく排除措置の対象であった法人。ただし当該排除措置の対象外となった日から3年を経過した法人を除く。

- ・選定審議会委員が経営又は運営に直接関与している法人
- ・公募区域内に施設を所有する名古屋テレビ塔株式会社、株式会社セントラルパーク及び株式会社

名古屋交通開発機構

- ・本公募設置等指針の作成に関する業務を本市が委託した中日本建設コンサルタント株式会社及び株式会社日本総合研究所

③応募条件

- ・応募法人は、他の応募グループの構成団体となることはできません。
- ・同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの構成団体となることはできません。

④応募グループ構成員の変更

- ・応募グループの場合、構成団体の変更は原則として認めません。
- ・ただし、代表構成団体以外の構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、本市は必要に応じ、事業者に書類の再提出等を求めることがあります。

(2) 応募手続き

①公募設置等指針の配布（交付期間、交付場所、交付方法）

公募設置等指針は、以下のように配布するとともに、本市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。ただし、一部の資料については、応募登録後に配布します。

- ・配布期間：平成 29 年 10 月 31 日（火）～平成 30 年 1 月 22 日（月）
- ・配布場所：名古屋市 住宅都市局 リニア関連都心開発部 都心まちづくり課
(名古屋市役所 西庁舎 3 階)
- ・URL：<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-17-0-0-0-0-0-0.html>

②公募説明会

公募説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

なお、説明会に参加しなくても公募設置等計画を提出することは可能です。また、参加しないことにより審査において不利になることはありません。

- ・申込み方法

使用様式：様式 1 「公募説明会 参加申込書」

申込期限：平成 29 年 11 月 6 日（月）まで

申込方法：電子メール

申込先：「久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）整備運営事業提案」担当
a2768@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

※件名を「久屋大通公園公募説明会参加申込」としてください。

記載事項：法人名、代表者名、説明会参加者氏名、連絡担当者名、電話番号、電子メールアドレス等

※参加可能人数は、1 社あたり 2 名までとします。

- ・開催日時及び場所

開催日時：平成 29 年 11 月 9 日（木）午前

※時間帯は申し込み者に改めて連絡します。

開催場所：名古屋市役所 西庁舎 12 階 第 18 会議室

③応募登録

本事業に応募される方は、必ず応募登録をしてください。

応募登録は、応募法人又は応募グループに限ります。個人での応募登録はできません。

応募グループで公募設置等計画の提出を予定されている場合は、応募グループのうちの1社が代表して応募登録を行ってください。なお、公募設置等計画の受付時においては、応募登録をした法人が存在する場合に限り、グループの構成を変更することは可能です。

応募登録は、以下のとおり行ってください。

- ・使用様式：様式2「応募登録申込書」
- ・申込期間：平成29年11月6日（月）～平成29年11月15日（水）まで
- ・申込方法：受付場所へ持参もしくは郵送（平成29年11月15日必着）
- ・受付場所：名古屋市 住宅都市局 リニア関連都心開発部 都心まちづくり課
(名古屋市役所 西庁舎3階)

なお、応募登録いただいた方に対して、今回応募に関する下記の資料を送付させていただきます。
送付時期は平成30年11月30日（木）までを予定しています。

○追加予定資料

	資料名	備考
図面	地盤図	公園内の標高等
	測量図	道路公園境界測量図
	地下埋設図	地下埋設管図
	公園・周辺施設しゅん工図等	セントラルパーク地下街・地下駐車場（出入口、通気口図等）
		地下鉄（構造計算、通気口詳細等）
		現状公園（配置図、設備図、断面図等）
実績等	公園管理運営経緯実績	管理経費・光熱水費・修繕費(H28)
	駐車場収支実績	収入・管理費・年間駐車台数(H26～H28)
	行為許可収入実績	行為許可収入実績（H26～28）
	イベント内容	H28実施の主イベント一覧、年回数等
	歩行者通行量	
	テレビ塔の年間来場者数	
協定等	基本協定書（案）	
	実施協定書（案）	
	指定管理協定書（案）	
	施設譲渡契約書（案）	
その他	(仮称)名古屋観光トイレリボン整備指針	
	名古屋テレビ塔の工事概要	

※追加予定資料は一部変更になる場合があります。

④公募設置等指針に対する質疑及び回答

応募登録された方は、公募設置等指針の内容に関して質問がある場合、質問書を提出することができます。

回答内容については、公募設置等指針と同等の効力をを持つものとします。

- ・使用様式：様式3「質問書」
- ・受付期間：平成29年11月6日（月）～平成29年11月15日（水）まで
- ・提出方法：電子メール

※応募登録時に登録したメールアドレスから送信してください。

- ・提出先：「久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）整備運営事業提案」担当
a2768@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp
※件名を「久屋大通公園公募質問」としてください。
- ・回答日：平成 29 年 11 月 30 日（木）までに回答
- ・回答方法：本市公式ウェブサイトにて公表するとともに、応募登録された方全員のメールアドレスへ回答します。

⑤公募設置等計画等の提出

応募登録された方は、応募制限関連書類、応募資格関連書類及び公募設置等計画を以下のとおり提出してください。

- ・使用様式：後述記載の「〇提出書類一覧」のとおり
- ・受付期間：平成 30 年 1 月 18 日（木）～平成 30 年 1 月 22 日（月）まで
- ・提出方法：受付場所へ持参
※事前に「⑥事務局」まで電話にて連絡後、受付時間を本市と調整のうえ、ご持参ください。
- ・受付場所：名古屋市 住宅都市局 リニア関連都心開発部 都心まちづくり課
(名古屋市役所 西庁舎 3 階)

<提出書類作成の注意事項>

〇一般的な事項

- ・公募設置等計画等の提出は 1 応募法人（1 応募グループ）1 提案とします。
- ・すべての構成団体について「②応募の制限」に抵触しないこととします。
- ・「①応募者の資格」を有することとします。
- ・提出書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ本公募設置等指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で提出書類を作成してください。
- ・提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・提出書類の提出後の変更は認めません。
- ・必要に応じて提出書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

〇誓約書、応募制限関連書類及び応募資格関連書類（様式 4～7）

- ・A4 判、左綴じ、応募法人又は応募グループごとに 1 分冊として提出してください。

〇公募設置等計画等（公募設置等計画、特定公園施設の管理運営に関する計画、エリアマネジメントに関する計画及び公園拡大に関する参考提案（様式 8～11））

- ・A3 判横書き、左綴じとし、ページ数を付して提出してください。
- ・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・会社の名称、マークなど応募者を特定できるような表示はしないでください。

〇電子データ

- ・提出書類一式を電子データ化したものを CD-R にて 1 部提出してください。
- ・データは PDF 形式とし、原則として画像化されたものではなく、テキスト情報を含んだものとしてください。
- ・法人登記簿謄本等テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化したものでかまいません。

○提出書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書	—	—	—
(1) 誓約書	様式 4-1	1 部	1 部
(2) 委任状	様式 4-2	1 部	1 部
2. 応募制限関連書類（すべての構成団体について提出）	—	—	—
(1) 定款又は寄附行為の写し	—	1 部	1 部
(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明	—	1 部	1 部
(3) 役員名簿	様式 5	1 部	1 部
(4) 過去 2 年間の法人税、市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。	—	1 部	1 部
(5) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近 3 年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所の写し ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表 ※公益法人等の場合は、これらに準ずる財務諸表	—	1 部	1 部
(6) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	—	1 部	1 部
(7) 財務状況表	様式 6	1 部	1 部
3. 応募資格関係書類（該当する法人について提出）	—	—	—
(1) マネジメント業務実績を証する書類	様式 7-1	4 部	4 部
(2) 一級建築士事務所登録を証する書類の写し	—	1 部	1 部
(3) 設計業務実績を証する書類	様式 7-2	1 部	1 部
(4) 特定建設業許可通知書の写し	—	1 部	1 部
(5) 建設工事実績を証する書類	様式 7-3	1 部	1 部
(6) 管理運営業務の実績を証する書類	様式 7-4	1 部	1 部
4. 公募設置等計画 表紙	様式 8-1	1 部	25 部
(1) 全体計画 ①事業の実施方針 ②事業実施体制 ③施設の配置計画 ④施設の管理運営計画 ⑤スケジュール	様式 8-2	1 部	25 部
(2) 公募対象公園施設に関する計画 ①施設の概要 ②イメージパース、各階平面図、立面図、断面図	様式 8-3	1 部	25 部
(3) 特定公園施設の整備に関する計画 ①基本的な考え方 ②各施設の整備内容 ③求積図	様式 8-4	1 部	25 部

(4) 利便増進施設に関する計画 ①看板又は広告塔 ②自転車駐車場	様式 8-5	1 部	25 部
(5) 各公園施設に関する投資計画及び収支計画 ①投資計画 ②公募対象公園施設の営業収支及び特定公園施設の運営収支計画	様式 8-6	1 部	25 部
5. 特定公園施設の管理運営に関する計画 表紙	様式 9-1	1 部	25 部
(1) 基本事項 ①応募者の取組み姿勢 ②応募者の管理運営能力・実績 ③管理体制	様式 9-2	1 部	25 部
(2) 具体的な管理方針 ①維持管理の方針 ②運営管理の方針 ③魅力向上・利用促進 ④経費節減策	様式 9-3	1 部	25 部
(3) 自主事業 ①駐車場（観光バス乗降場）の管理運営 ②その他の自主事業	様式 9-4	1 部	25 部
6. エリアマネジメントに関する計画 表紙	様式 10-1	1 部	25 部
①プラットフォームの組織イメージ ②公園と沿道の一体化を目的とした歩道部分の活用方法 ③整備段階から運営段階における地域等との連携・協力 ④名古屋テレビ塔、セントラルパーク及び森の地下街等との連携・協力	様式 10-2	1 部	25 部
7. 公園拡大に関する参考提案 表紙	様式 11-1	1 部	25 部
①公園区域拡大部分の形態、活用方法 ②歩道部分の形態、活用方法 ③自転車走行空間、駐輪スペースのあり方 ④平面図及びイメージパース	様式 11-2	1 部	25 部
8. 儲額提案書	様式 12	1 部	25 部

⑥事務局

名古屋市 住宅都市局 リニア関連都心開発部 都心まちづくり課
「久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）整備運営事業提案」担当
住 所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話：052-972-2746 ／ FAX：052-972-4171
メールアドレス：a2768@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

⑦受付時間

応募書類等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

⑧プレゼンテーション用資料

公募設置等計画等を提出された方は、プレゼンテーション（公開）用の資料の電子データを以下のとおり提出してください。

- ・提出データ：プレゼンテーション時発表資料（形式：パワーポイント）
プレゼンテーションに先立ち報道機関に提供する資料
※公募設置等計画等で記載されている以外の内容は使用できません。
様式、ページ数等詳細は、公募設置等計画等を提出時に応募者に連絡します。
- ・提出期限：平成 20 年 2 月 5 日（月）まで
- ・提出方法：⑥事務局へ持参又は郵送

（3）公募設置等計画等の評価、設置等予定者の選定

①審査方法

設置等予定者の選定は、本市が都市公園法第 5 条の 4 第 1 項に基づき、すべての公募設置等計画の審査を行い、その審査を通過した計画について、都市公園法第 5 条の 4 第 2 項に基づき評価を行う 2 段階で実施します。

第 1 段階では、公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること、公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当するものであること、公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査します。審査の結果、これらの条件を満たしていないと認められる場合、事務局の意見を付して、選定審議会へ送付します。

なお、誤字・脱字、乱丁・落丁など、内容の変更を伴わず提案書の明らかな瑕疵と事務局が認めたものについては、記載誤りとし、添付資料漏れ、記載漏れ、計算誤り、余事記載など内容への影響が軽微なもので、事務局の補正要求に容易に応じられるものについては、瑕疵の程度に応じ、提案書の一部差し替え又は正誤表による修正を認めます。ただし、事務局が定めた期限内に再提出することが条件となりますので、期限までに補正要求に応じない者の公募設置等計画等については、事務局の意見を付して、選定審議会へ送付します。

第 2 段階では、第 1 段階の審査を通過したすべての公募設置等計画について、「10. (3) ④」の評価基準に従って評価を行います。なお、評価の際は、久屋大通公園の質の向上、利用者の利便の向上への寄与、着実かつ安定的な事業の実現性及び本市の負担軽減等に着目します。

応募者には公開プレゼンテーションや選定審議会におけるヒアリングに出席いただきます。詳細な日時や場所等については、事務局から連絡します。また、公募設置等計画等について不明な点等がある場合は、応募者に対して、回答を求めることがあります。

なお、応募者が多数あった場合は、公開プレゼンテーションに先立ち提出された書類のみで審査を行い、あらかじめ 5 者程度を選定する場合があります。その場合、選定外となった応募者に対し、事務局から通知いたします。

②選定審議会

提案書の審査は選定審議会が行います。選定審議会では、応募者から提出された公募設置等計画等について「10. (3) ④」の評価基準に基づき審議を行い、設置等予定者候補及び次点を選定します。

選定審議会の委員は、以下のとおりです。

氏名	所属等	分野
辻 のぞみ	名古屋短期大学 英語コミュニケーション学科 学科長・教授	観光
中村 英樹	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授	交通
二村 友佳子	公認会計士二村友佳子オフィス 公認会計士・税理士	経営
堀越 哲美	愛知産業大学 学長	都市計画
牧村 真史	株式会社集客創造研究所 所長	イベントプロデューサー
保井 美樹	法政大学 現代福祉学部・人間社会研究科 教授	エリアマネジメント
山田 淳	名古屋市住宅都市局 都市活性監	行政
涌井 史郎	東京都市大学環境学部 特別教授	空間デザイン

(五十音順、敬称略)

③選定審議会の委員等への接触の禁止等

応募法人又は応募グループのすべての構成団体について、設置等予定者候補及び次点提案選定前までに、選定審議会の委員、本市土木事務所職員及び本事業に従事する本市職員に対して、本事業提案について接触することは禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。

また、公募設置等指針配布日から設置等予定者決定通知日までは、応募者に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

④評価基準

評価項目	評価の視点	配点
全体計画	事業の実施方針 <ul style="list-style-type: none"> ・「栄地区グランドビジョン」や「久屋大通のあり方」をふまえ、公園の魅力向上が栄地区全体の活性化や都心の回遊性の向上に波及するような事業となっているか ・北エリアにおいて、緑の空間を次世代に継承するような提案となっているか ・テレビ塔エリアにおいては、テレビ塔のシンボル性を強化し、市民や観光客等の多くの人が集い交流できる魅力的な観光拠点となりうるような提案となっているか ・公園と沿道の一体化及び地域等との連携に対する積極的な方策を講ずるとともに、公園拡大等の参考提案内容への発展性を備えているか 	40
	実施体制及び資金計画 <ul style="list-style-type: none"> ・栄地区の魅力向上につながる事業を実施するために、十分に実行力のある業務実施体制を構えているか ・構成団体の実績は十分であるか ・構成団体の財務体質は健全であるか ・堅実かつ本市への収益還元が可能な資金計画及び収支計画となっているか ・持続的で成長性のある経営計画となっているか 	20

整備・管理運営計画	施設の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・栄地区の活性化や魅力向上につながる上質な空間となるような施設の業種・業態、デザイン及び仕様であるか ・緑や名古屋テレビ塔などの景観に配慮した公園ランドスケープが提案されているか ・公園や栄地区の集客性の向上に資するような独自性の高い提案となっているか ・地上と地下の連続性の強化や、公園と沿道の一体化に資する配置計画となっているか ・災害時等における広域避難場所として防災機能を強化した提案となっているか ・高齢者、子ども連れ、障害者及び要介護者の方々などにも配慮し、誰もが気軽に利用できるような整備計画となっているか 	40	
	施設の管理運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・栄地区の活性化や魅力向上につながる上質な空間となるような管理運営計画となっているか ・各エリアの再生方針や周辺環境などの特性を踏まえながら、イベント開催等による賑わいや集客性の向上、憩いや市民活動等の日常的な利用に資する広場等の有効活用策が講じられているか ・平常時及び災害時における安全・安心に配慮した管理運営計画となっているか ・高齢者、子ども連れ、障害者及び要介護者の方々などにも配慮し、誰もが気軽に利用できるような管理運営計画となっているか ・樹木の適正な管理に必要な対策が講じられているか ・エリアマネジメントを推進するために、関係施設所有者や地域等との連携方策が提案されているか 	80	
	価額提案	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公園施設の建設における本市負担額をどれだけ軽減しているか ・特定公園施設の指定管理における本市負担額をどれだけ軽減しているか ・公募対象公園施設の設置許可使用料をどれだけ増額しているか 	40	
合 計			60	
				200

⑤設置等予定者の選定

選定審議会は、最高得点を得た者を公募設置等計画等の提出者を設置等予定者候補として、二番目に高い得点を得た公募設置等計画等の提出者を次点として選定します。最高得点を得た者が複数ある場合は、評価項目の「整備・管理運営計画」の合計点が高い者を上位とし、それでも同点の場合は、評価項目の「事業の実施方針」の点数が高い者を上位とします。

なお、評価点の満点（200点）を選定審議会の委員数で乗じた点数の6割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から設置等予定者候補と次点を選定します。

また、審査の結果によっては、設置等予定者候補、次点の両方又は次点について、該当者なしとする場合があります。

本市は、選定審議会の選定結果を踏まえ、設置等予定者及び次点を選定します。

⑥選定結果の通知

選定結果は、速やかにすべての応募者に対して文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果については本市公式ウェブサイトへの掲載・市政記者ク

ラブへの資料提供等により、以下の内容を公表します。

- 選定審議会の開催日時
- 選定審議会の委員
- 設置等予定者及び次点として選定された団体の名称
- 申請団体の名称
- 選定審議会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報部分を除く。）
- 設置等予定者の提案の概要
- 各申請団体の総得点及び公募設置等指針で記載した評価項目ごとの得点内訳

（4）公募設置等計画の認定

本市は、設置等予定者を選定し、その結果を通知した後、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定し、これ以降、設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定に当たっては、評価・選定のための選定審議会での意見等を踏まえ、必要に応じ、本市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。

また、認定に基づき本市が公示する公募対象公園施設の場所は、認定計画提出者以外の者が公園施設の設置許可を申請することができない区域となります。

なお、公募設置等計画が認定された場合でも、提出された計画の内容全てが必ず実施できることを担保するものではありません。認定後、設計協議を進める中で、関係者等との協議が調わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

（5）認定公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施した上で、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、認定計画提出者は本市と協議の上、認定公募設置等計画の変更の申請を行う必要があります。

変更にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

（6）契約の締結等

本市と認定計画提出者の間で、以下の契約手続き等を行います。

①基本協定

認定計画提出者は、本市が認定した公募設置等計画に基づき、本市と協議の上、本事業を実施するための包括的な役割分担等について定めた「久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）整備運営事業基本協定」（以下「基本協定」という。）を締結します。

②実施協定

基本協定の締結後、本市と認定計画提出者との間で本事業の実施に向けた協議を行い、事業内容の詳細について定めた「久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）整備運営事業実施協定」（以下「実施協定」という。）を締結します。

③公募対象公園施設の設置許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置の開始時期までに、本市に対して都市公園法第5条に基づく公園施設の設置許可を受け、認定計画提出者の負担において建設、維持管理及び運営を行っていただきます。

また、設置許可期間（更新期間も含む。）には、公募対象公園施設の建設に係る期間や事業終了前の解体・撤去期間を含むものとし、工事中も設置許可使用料を支払っていただきます。

認定計画提出者は、事業期間終了時（設置管理許可等を取り消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む。）までに公募対象公園施設を撤去し、更地にして本市に返還していただきます。

ただし、本市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について本市が事前に同意した場合は、この限りではありません。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、本市は、認定計画提出者に代わり解体・更地返還を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

④特定公園施設譲渡契約等（行政の負担の有無及び額、樹木間伐等業務委託）

特定公園施設の整備とそれに伴う既存施設等の撤去・移設等に係る一切の工事については、本市と認定計画提出者が「特定公園施設譲渡契約」を締結し、一旦、事業者の負担において施工していただき、整備完了後、市へ譲渡していただきます。なお、北エリアは平成32年3月末日まで、テレビ塔エリアは平成32年6月末日までに全ての工事を完了し、本市へ譲渡を行っていただきます。

ただし、予算措置及び財産の取得について名古屋市議会で可決されることを前提とします。

また、特定公園施設譲渡契約に先立ち、設計内容を固めるために必要な樹木の一部間伐業務等を行っていただきます。当該業務については、基本協定に基づいて本市と認定計画提出者が「業務委託契約」を締結し、業務完了時に本市が費用を支払います。

特定公園施設の整備に伴い工事エリアとして公園を占用する場合、都市公園法第6条に基づく都市公園占用許可を受けるものとしますが、この場合の占用許可使用料については原則として免除します。なお、樹木間伐等業務委託の業務実施にあたって、都市公園占用許可が必要になる場合は、住宅都市局にて都市公園占用許可申請を行います。

⑤久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）の指定管理者の指定

特定公園施設の引き渡しに先立ち、市は、北エリア、テレビ塔エリアについて、公園管理を行う者として認定計画提出者を「指定管理者」に指定することを予定しています。

認定計画提出者は、本市より指定管理者の指定を受け、特定公園施設を含む久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）の維持管理運営を行っていただきます。

ただし、指定管理者の指定について平成31年11月（予定）の名古屋市議会で可決されることを前提とします。

⑥利便増進施設の占用許可（行政の負担の有無及び額）

公募対象公園施設の収益性を高めるために必要と認められる利便増進施設（看板、広告塔）を設置する場合、都市公園法第6条に基づく都市公園占用許可を受け、設置、維持管理を行っていただきます。

利便増進施設の設置にあたっては、工事中も含め名古屋市都市公園条例第12条に基づく使用料を本市へ支払っていただきます。

⑦駐車場（観光バス乗降場）の管理許可

特定公園施設のうち観光バスの乗降を主目的とする駐車場は、都市公園法第5条に基づく管理許可を受け、維持管理及び運営を行っていただきます。

駐車場の管理許可に伴う使用料は免除します。

(7) リスク分担等

①リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類	内容	負担者	
		本市	認定計画提出者
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○
物価	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ	特定公園施設の維持管理・運営	協議事項
		上記以外の場合	○
金利	設置等予定者決定後の金利変動	特定公園施設の維持管理・運営	協議事項
		上記以外の場合	○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業 ※1	特定公園施設	協議事項
		公募対象公園施設	○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の増大	本市以外の要因による運営費の増大		○
	本市の責による運営費の増大	○	
施設の修繕等(特定公園施設)	施設、機器等の損傷 ※2	○	○
施設の修繕等(公募対象公園施設)	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	本市の協定内容の不履行	○	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備によるもの		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○

※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- 災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行なってください。
- 特定公園施設、公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、本市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。
- 災害発生時には、公園は広域避難場所となるほか、特定公園施設を避難場所として使用する場合など災害対応のために必要な場合、本市は、認定計画提出者に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。
- 業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、本市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

※2 特定公園施設の修繕については 「7. (1) ①」 の施設の修繕のとおりとします。

②損害賠償責任

認定計画提出者は、本業務の実施にあたり、認定計画提出者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、本市又は第三者に賠償するものとします。

また、本市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

特定公園施設内での事故に関する賠償保険については、指定管理者たる認定計画提出者が加入するものとします。

(8) 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、本市の承認により別の民間事業者に事業を承継するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還していただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、本市は、認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

第3章 その他の条件等

1. エリアマネジメントの推進

- ・認定計画提出者と関係団体（久屋大通公園の地上や地下の施設所有者（名古屋テレビ塔、地下街等）及び周辺まちづくり団体等）が一つのプラットフォームを形成し、エリアマネジメントに取り組むことを目指しています。
- ・認定計画提出者が事務局となり、関係団体と協議する場を設けるものとし、エリアマネジメントの学習や計画検討、現状の道路形態における公園と沿道の一体化を目的とした歩道部分の活用方法の検討等を行いながら、エリアマネジメントを推進してください。本市はそれを支援するものとします。
- ・整備段階から運営段階にかけて、どのようなエリアマネジメントを展開できるかを提案してください。なお、エリアマネジメントの展開にあたり沿道部分を活用した事業については、事業を進める段階で、関係機関等と協議が調った場合については、実施することが可能です。
- ・名古屋テレビ塔、地下街施設等との連携方策について提案してください。

2. 公園拡大等に関する参考提案

「久屋大通のあり方」で掲げているように、将来的に市民や地域の理解が得られた場合は、南北道路の道路形態等の変更や東西道路を公園化することで、より公園と沿道の一体化を図ることを想定しています。また、久屋大通は、平成26年9月に策定した「なごや交通まちづくりプラン」において、賑わいや憩いの空間の創出を図る「賑わい交流軸」の1路線に位置づけられています。そこで、公園と沿道の一体化を目的とした歩道部分も含めた将来的な公園と道路の形態、活用方法などの案を参考提案として提出してください。提案にあたっては、下記内容について必ず盛り込むものとしてください。

- ・公園区域拡大部分の形態、活用方法
- ・歩道部分の形態、活用方法
- ・自転車走行空間、駐輪スペースのあり方

なお、参考提案としていただいた案は、今回の事業対象区域には含まず、今後本市が検討していく際の参考（設置等予定者の選定時の評価対象外）とさせていただくものであり、提案されたものが必ず実現するというものではありません。また、検討を進めた結果、提案された案が採用された場合においても、提案した事業者が公園区域拡大等の整備を実施することを確約するものではありません。

沿道部分は、事業対象区域外になりますが、現状の道路形態のままでも公園と沿道の一体化に向けて実施できるものについては、エリアマネジメントを推進していく中で、関係団体と協力して検討及び実施されることを期待しています。

3. 工事中の条件

- ・施設の施工に当たり本市と円滑な協議が可能な管理体制としてください。
- ・工事期間中の来園者及び駅、地下街等の地下施設利用者の安全や周辺環境へ配慮した提案してください。
- ・テレビ塔エリアについては、工事中も歩行者が公園内をとおって東西を行き来する経路を1経路以上確保してください。
- ・原則として公園内にある地下施設の出入口から沿道までの避難経路を1経路以上確保してください。
- ・工事中の音、振動等については、周辺に配慮してください。
- ・本事業と並行して、名古屋テレビ塔株式会社がテレビ塔の免震・改修等を、株式会社セントラルパークが出入口改修（エレベーター、エスカレーター含む）を行うこととしているため、設計段階、施工段階において綿密に調整を行ってください。また、本事業に関連して、事業区域内において、その他の占用物件所有者も別途工事を行う場合がありますので、同様に調整を行ってください。

さい。

- ・認定計画提出者が設置する施設の設置許可あるいは占用許可、確認申請、建築基準法第44条許可等の手続き期間も考慮したスケジュール管理をしてください。

4. 法規制等

公募設置等計画の内容は、都市公園法、名古屋市都市公園条例、名古屋市久屋大通公園条例、名古屋市都市景観条例（昭和 59 年名古屋市条例第 17 号）、名古屋市屋外広告物条例、建築基準法、消防法、都市計画法、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）、景観法（平成 16 年法律第 110 号）、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）及びその他各種関係法令等を遵守してください。

事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者の負担により実施してください。